

ひとり親家庭を支援します

申問 こども子育て支援課子育て給付係 ☎⑤1 6716

就業支援

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が看護師や保育士などの資格取得のため、養成機関において1年以上の修業（原則として、通学）をする場合に、修業期間中給付金を支給します。

対象者 市内に住所を有するひとり親家庭の親で、次の要件の全てを満たす人

- ①児童扶養手当の支給を受けているか同等の所得水準にあること
- ②現在養成機関で修業しているか、平成29年度中に修業を予定していること
- ③20歳未満の児童を扶養していること

支給額 月額10万円（市民税非課税世帯の場合）、月額70,500円（市民税課税世帯）

対象となる資格 看護師、介護福祉士、保育士、歯科衛生士、理学療法士など

申込期間 5月15日(月)～31日(水)（5月21日(日)（午前9時～正午）も受け付けします。）

申し込み方法 詳細の説明が必要となるため、窓口での直接申し込みのみとなります。

持ち物 印鑑、児童扶養手当証書（児童扶養手当の支給を受けている人に限る）、養成機関の証明する在籍証明書（現在、養成機関で修業している人に限る）

支給の決定 審査の上、対象者を決定します。



自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が教育訓練を受けることを支援するための給付金を支給します。

対象者 市内に住所を有するひとり親家庭の親で、次の要件の全てを満たす人

- ①児童扶養手当の支給を受けているか同等の所得水準にあること
- ②20歳未満の児童を扶養していること

対象となる教育訓練講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座（厚生労働省ホームページ内「教育訓練講座検索システム」で探すことができます。）

支給額 入学金と受講料の合計の60%（上限20万円）
※ただし、雇用保険法による教育訓練給付金を受給している場合は、入学金と受講料の合計の60%から当該雇用保険法による教育訓練給付金を差し引いた額

申し込み方法 教育訓練受講前に窓口での詳細の説明を受けていただくことが必要となります。相談後申し込みを受け付けます。受講後に申し込みをしても対象となりませんので、ご注意ください。

支給の決定 審査の上、対象者を決定します。

生活向上支援

子ども学習支援会

経済的な理由から学習塾の費用負担が難しいひとり親家庭や市民税非課税世帯の小学4年生から中学3年生までの児童生徒を対象に学習支援会を行います。事前に申し込みが必要です。場所などは申し込み時にお知らせします。実施内容など詳しくはお問い合わせください。

回数 6月～平成30年2月 週1回程度（全25回） とき 午後5時～8時

申込期限 5月31日(水)（この日以降についても定員に空きがある場合は、随時受け付けします。）

（5月21日(日)（午前9時～正午）も受け付けします。）

申し込み方法 窓口での直接申し込みのみとなります。

◆学習支援員を募集します

募集人員	支援員2人 支援団体1団体	要件	教員OBや大学生など
申込期限	5月31日(水)	報酬	1時間あたり1,000円（団体については2,000円）
申し込み方法	窓口での直接申し込みのみとなります。		



妊娠中から子育てまでお母さんを応援します

申問 健康増進課 ☎⑤1 6792

助産師による家庭訪問を行います

本市のすべての妊婦を対象に、助産師による家庭訪問を行います。乳房の手入れやマッサージ、妊娠中の日常生活の過ごし方や出産に向けての心構え、妊娠中からの夫の協力など、助産師に相談することで、安心して出産を迎えましょう。事前に、電話で都合の良い日時を相談の上、訪問します。



子育てに悩んだり、疲れたりしたときは、ほっとマミーサロンにおいでください

子育てに疲れを感じてイライラしたり、カリカリしたり…。時々これでいいのかなあ～と思うことはありませんか。

ほっとマミーサロンは、同じ悩みを抱えるお母さん同士で話をしたり、助産師・保健師に相談したりお母さんがほっとできる場所です。

毎月、市民交流プラザ「トワレ」で開催します。実施日時などは、「ほけんのページ」健康カレンダーを参照ください。



子育て情報配信システムの活用で、予防接種などの子育てに必要な情報を受け取れるようになります

予防接種などの子育てに必要な情報を、スマートフォンなどでお母さんたちが利用できるサービスを開始します。

種類も多く、接種時期などが複雑な予防接種が、分かりやすくなります。

サービス開始の時期や利用方法などについては、詳細が決まり次第、市広報などでお知らせします。



5歳児相談をはじめます

今年度中に5歳になる幼児を対象に、家庭で発達状況を確認することができる「5歳児チェックリスト」を順次発送します。

「5歳児チェックリスト」を活用し、お子さんの発達について心配事や相談などがありましたら、お気軽に相談ください。



入院を要する生後2か月までの乳児を持つお母さんへ 交通費や宿泊費などの一部を助成します

対象者は、十和田市に住民票を有し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、周産期母子医療センター（青森県立中央病院、青森市民病院、弘前大学医学部附属病院、国立弘前病院、八戸市立市民病院）のNICU（新生児特定集中治療室）かGCU（新生児治療回復室）へ入院する生後2か月までの乳児を持つ産婦さんです。

助成金額は5万円以内です。その他詳細はお問い合わせください。

